

インドにおける証明商標制度

Rouse & Co. International(India) Ltd.

Ranjan Narula



Rouse & Co. International は 1990 年にイギリスで創業後、グローバルな業務展開・拡張を経て、現在では世界 13 カ国に計 16 の拠点を有し、600 名以上が在籍する知的財産に特化した事務所である。インドオフィス(ニューデリー)は 1992 年設立。現地事務所と連携し、知的財産に係る全般的なサービスを提供している。Narula 氏は弁護士として、20 年以上に亘り 500 以上の民事および刑事訴訟を代理している。

証明商標とは、証明商標の所有者が定めた一定基準（たとえば素材、製造方法や品質）に適合する商品又はサービスを識別するために使用される商標である。日本においては、証明商標に関する規定および制度はないが、インドには証明商標制度があり、インド商標法で以下の様に定義されている。

インド商標法第 2 条(1)(e)

「証明商標」とは、商品の原産地、原材料、製法もしくはサービスの実施法、品質、精度、またはその他の特徴に関して、標章の所有者により証明される商品またはサービスを取引上使用するのに関連して、証明のない商品もしくはサービスから識別することができる標章であって、第 IX 章により、当該商品に関して証明商標の所有者としてのその者の名義で証明商標として登録されたものをいう。

インド商標法第 69 条～第 78 条

具体的には、インド商標法第 IX 章第 69 条から第 78 条において証明商標の登録手続や侵害その他について規定されている。

証明商標の登録出願に際しては、証明商標を付する場合に満たさなければならない規則や基準を示した文書（規約草案）を添付しなければならない（商標法第 71 条（1））。規約草案には、所有者が商品またはサービスについて証明する場合および証明商標の使用を許諾する場合についての規定を設けなければならない。また所有者が規約に従い商品について証明をすることまたは証明商標の使用を許諾することを拒絶した場合に、登録官に対して審判請求をする権利を付与す

る旨の規定をも含める必要がある（商標法第74条（1））。登録官は、登録所有者の申請により、提出された規約を変更する権限を有し（商標法第74条（2）、適当と認めるときは、当該申請の公告をする（商標法第74条（3））。

登録官は、証明商標登録出願について、以下の事項を厳格に判断しなければならない。

- (1)出願人が登録されるべき標章に係る指定商品を証明する適格があるか否か
- (2)提出された規約草案が適切であるか否か
- (3)すべての状況から出願に係る登録が公共の利益に適合するか否か
（商標法第72条（1））

登録官は、出願を拒絶し、または出願を受理し、かつ規約草案を無修正かつ無条件で承認し、または規約について必要と認められる条件もしくは制限、または補正もしくは修正を付して承認することができる。さらにインド商標法では、登録官の同意なくして証明商標の譲渡または移転することは認められず、別途申し立てが必要となる。

■参考情報

・インド商標法 第2条、第69～第78条

(編集協力：日本技術貿易(株) IP 総研)